

平成 28 年 2 月吉日

お客様各位

株式会社ミダック 営業部

カドミウムに関する基準値の変更について

拝啓 梅花の候、貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素はひとかたならぬ御愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成 27 年 12 月 25 日に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令」等が公布されたことに合わせまして、平成 28 年 3 月 15 日よりカドミウム又はその化合物について基準値が以下の通り変更されます。

つきましては、下記の廃棄物をご搬入されているお客様につきましては、当該物質についての分析結果をご連絡いただき、その結果を元に本改正に則った運用をさせていただきますよう、ご協力をお願いします。

弊社は、これからも廃棄物の適正処理の推進と一層のサービスの充実に努め、お客様にご満足いただけるよう努めてまいります。何卒ご理解ご協力を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

特別管理産業廃棄物に該当するものとして環境省令で定める基準が次の表に適合しないこととされました ※規則：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則

廃棄物の種類		基準
鉍さい関係 (規則第 1 条の 2 第 6 項関係)	鉍さい又は鉍さいを処分するために処理したもの(廃酸又は廃アルカリ以外)	0.09mg/L 以下
	鉍さいを処分するために処理したもの(廃酸又は廃アルカリ)	0.3mg/L 以下
ばいじん又は燃え殻関係 (規則第 1 条の 2 第 9 項関係)	ばいじん若しくは燃え殻又はばいじん若しくは燃え殻を処分するために処理したもの(廃酸又は廃アルカリ以外)	0.09mg/L 以下
	ばいじん又は燃え殻を処分するために処理したもの(廃酸又は廃アルカリ)	0.3mg/L 以下
汚泥、廃酸又は廃アルカリ関係 (規則第 1 条の 2 第 11 項関係)	汚泥若しくは汚泥、廃酸又は廃アルカリを処分するために処理したもの(廃酸又は廃アルカリ以外)	0.09mg/L 以下
	廃酸若しくは廃アルカリ又は汚泥、廃酸若しくは廃アルカリを処分するために処理したもの(廃酸又は廃アルカリ)	0.3mg/L 以下

【参考】環境省報道発表資料より

以上

<お問い合わせ先>

TEL : 053-471-9361 (代表) もしくは担当営業まで